

いのちを守る福祉・
防災都市東京へ!
都政に憲法を!

都民がつくる革新都政

2012年10月15日
発行 = 革新都政をつくる会
発行人・中山 伸
〒170-0005 豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館5F 電話(5978)4031
ホームページ: <http://kakushintosei.org/>
E-mail : info@kakushintosei.org
(1部25円、送料は別途)

いのちを守れ! 切実な福祉、防災要求うずまく中



都議会開会日昼都庁前行動で報告する中山伸
事務局長=2012年9月19日・都庁前

都議会第三回定例会開会日行動

石原知事、福祉に冷たく、外環道、2020年五輪を推進

革新都政をつくる会は開会日の19日午前8時より、都庁・都議会前で出勤する都府職員・都民に号外を配布して、都民要求の実現を呼びかけました。



首都直下地震

あらたな 東京都地域防災計画を考える①

都内全域で医療基盤低下

医師・看護師不足で
病棟閉鎖が長期間に

「都立病院はいらない」で初めて地方独立行政法人化され、さらに駒込病院では、小児科標榜医療機関多摩総合医療センター（府中病院改組）小児医療センターや精神科は270→193、産婦人科は145→101や精神科などの医療機関が減少し続けている。人手がかかり難い医療からの撤退現象であります。

間もなく東京都内では地域医療崩壊現象と言える事態が進行。東京は全国で最も人口密度を有する都城が減少し、地域に医療基盤が低減する方向を取らせない。地域医療の充実を求める連絡会民を守る都政をめざした

医療サービスを持続的に運営で病床が少なく、都内どの突然の停止は地域に大きな影響を及ぼす。こうした状況の中で、母子保健院から始まつた未熟児、小児科、救急医療などの突然の停止は地域に大きな影響を及ぼす。

中国も韓国も、今、ナショナルリズムを煽りたい理由書いていた。結局、日本ヨーロッパが統一化をめざすものとあっても登場する作家が

その国の、自國の目くらましに使われている。それはどの国の人々にとってもよくないことである」と。

中国も韓国も、今、ナショナルリズムを煽りたい理由書いていた。結局、日本ヨーロッパが統一化をめざすものとあっても登場する作家が

その国の、自國の目くらましに使われている。それはどの国の人々にとってもよくないことである」と。

中国も韓国も、今、ナショナルリズムを煽りたい理由書いていた。結局、日本ヨーロッパが統一化をめざすものとあっても登場する作家が

その国の、自國の目くらましに使われている。それはどの国の人々にとってもよくないことである」と。

中国も韓国も、今、ナショナルリズムを煽りたい理由書いていた。結局、日本ヨーロッパが統一化をめざすものとあっても登場する作家が

その国の、自國の目くらましに使われている。それはどの国の人々にとってもよくないことである」と。



都民の生活顧みない石原都政

安心して暮らせる都政に



横山 聰

(弁護士・自由法曹団東京支部
事務局長)

昨年の東日本大震災は、東京でも震度5強を記録しました。たまたま一家全員が自宅にいたため、連絡確認の問題はなかったのです。が、その後の都市内の混乱は大きく、改めて東京が災害を感じさせられました。

また、その後、宮城や岩手に現地調査を行った時に、この規模での災害が東京に来た時に、どの程度の被害が出るか、想像もつかないと思いました。

そこで、今年の支部の夏の学習会サマーセミナーでは、「東京の防災を考え

ます。そこで、今年の支部の夏の学習会サマーセミナーでは、「東京の防災を考えます。」

上げたのは帰宅困難者問題でした。しかし、帰宅困難

かけて対策を講じるまでも

京地裁にて住民訴訟を提

起しました。

訴えの趣旨は「被告(東京都)は、(株)東京テレポートセンターエンターテインメントセンターに対し、12万2999円及び〔請求せよ〕

というものです。

同社は臨海副都心開発の基盤整備のため20年前に都

東京テレポートセンターに

北臨時駐車場(約1万坪)

の同社への貸付面積が実際

の約半分にこまかされてい

たことが、臨海都民連の調

査で判明しました。その後、この調査結果に基づく住民監査請求が不当にも却下さ

れため、各請求人が原告となり、さる9月27日、東

京地裁にて住民訴訟を提

起しました。

訴えの趣旨は「被告(東

京都)は、(株)東京テレポートセンターエンターテインメントセンターに対し、12万2999円及び〔請求せよ〕

というものです。

同社は臨海副都心開発の基盤整備のため20年前に都

東京テレポートセンターに

北臨時駐車場(約1万坪)

の同社への貸付面積が実際

の約半分にこまかされてい

たことが、臨海都民連の調

査で判明しました。その後、この調査結果に基づく住民監査請求が不当にも却下さ

れため、各請求人が原告となり、さる9月27日、東

京地裁にて住民訴訟を提

起しました。

訴えの趣旨は「被告(東

京都)は、(株)東京テレポートセンターエンターテインメントセンターに対し、12万2999円及び〔請求せよ〕

というものです。

同社は臨海副都心開発の基盤整備のため20年前に都

東京テレポートセンターに

北臨時駐車場(約1万坪)

の同社への貸付面積が実際

の約半分にこまかされてい

たことが、臨海都民連の調

査で判明しました。その後、この調査結果に基づく住民監査請求が不当にも却下さ

れため、各請求人が原告となり、さる9月27日、東

京地裁にて住民訴訟を提

起しました。

訴えの趣旨は「被告(東

京都)は、(株)東京テレポートセンターエンターテインメントセンターに対し、12万2999円及び〔請求せよ〕

というものです。

同社は臨海副都心開発の基盤整備のため20年前に都

東京テレポートセンターに

北臨時駐車場(約1万坪)

の同社への貸付面積が実際

の約半分にこまかされてい

たことが、臨海都民連の調

査で判明しました。その後、この調査結果に基づく住民監査請求が不当にも却下さ

れため、各請求人が原告となり、さる9月27日、東

京地裁にて住民訴訟を提

起しました。

訴えの趣旨は「被告(東

京都)は、(株)東京テレポートセンターエンターテインメントセンターに対し、12万2999円及び〔請求せよ〕

というものです。

同社は臨海副都心開発の基盤整備のため20年前に都

東京テレポートセンターに

北臨時駐車場(約1万坪)

の同社への貸付面積が実際

の約半分にこまかされてい

たことが、臨海都民連の調

査で判明しました。その後、この調査結果に基づく住民監査請求が不当にも却下さ

れため、各請求人が原告となり、さる9月27日、東

京地裁にて住民訴訟を提

起しました。

訴えの趣旨は「被告(東

京都)は、(株)東京テレポートセンターエンターテインメントセンターに対し、12万2999円及び〔請求せよ〕

というものです。

同社は臨海副都心開発の基盤整備のため20年前に都

東京テレポートセンターに

北臨時駐車場(約1万坪)

の同社への貸付面積が実際

の約半分にこまかされてい

たことが、臨海都民連の調

査で判明しました。その後、この調査結果に基づく住民監査請求が不当にも却下さ

れため、各請求人が原告となり、さる9月27日、東

京地裁にて住民訴訟を提

起しました。

訴えの趣旨は「被告(東

京都)は、(株)東京テレポートセンターエンターテインメントセンターに対し、12万2999円及び〔請求せよ〕

というものです。

同社は臨海副都心開発の基盤整備のため20年前に都

東京テレポートセンターに

北臨時駐車場(約1万坪)

の同社への貸付面積が実際

の約半分にこまかされてい

たことが、臨海都民連の調

査で判明しました。その後、この調査結果に基づく住民監査請求が不当にも却下さ

れため、各請求人が原告となり、さる9月27日、東

京地裁にて住民訴訟を提

起しました。

訴えの趣旨は「被告(東

京都)は、(株)東京テレポートセンターエンターテインメントセンターに対し、12万2999円及び〔請求せよ〕

というものです。

同社は臨海副都心開発の基盤整備のため20年前に都

東京テレポートセンターに

北臨時駐車場(約1万坪)

の同社への貸付面積が実際

の約半分にこまかされてい

たことが、臨海都民連の調

査で判明しました。その後、この調査結果に基づく住民監査請求が不当にも却下さ

れため、各請求人が原告となり、さる9月27日、東

京地裁にて住民訴訟を提

起しました。

訴えの趣旨は「被告(東

京都)は、(株)東京テレポートセンターエンターテインメントセンターに対し、12万2999円及び〔請求せよ〕

というものです。

同社は臨海副都心開発の基盤整備のため20年前に都

東京テレポートセンターに

北臨時駐車場(約1万坪)

の同社への貸付面積が実際

の約半分にこまかされてい

たことが、臨海都民連の調

査で判明しました。その後、この調査結果に基づく住民監査請求が不当にも却下さ

れため、各請求人が原告となり、さる9月27日、東

京地裁にて住民訴訟を提

起しました。

訴えの趣旨は「被告(東

京都)は、(株)東京テレポートセンターエンターテインメントセンターに対し、12万2999円及び〔請求せよ〕

というものです。

同社は臨海副都心開発の基盤整備のため20年前に都

東京テレポートセンターに

北臨時駐車場(約1万坪)

の同社への貸付面積が実際

の約半分にこまかされてい

たことが、臨海都民連の調

査で判明しました。その後、この調査結果に基づく住民監査請求が不当にも却下さ

れため、各請求人が原告となり、さる9月27日、東

京地裁にて住民訴訟を提

起しました。

訴えの趣旨は「被告(東

京都)は、(株)東京テレポートセンターエンターテインメントセンターに対し、12万2999円及び〔請求せよ〕

というものです。

同社は臨海副都心開発の基盤整備のため20年前に都

東京テレポートセンターに

北臨時駐車場(約1万坪)

の同社への貸付面積が実際

の約半分にこまかされてい

たことが、臨海都民連の調